

一般財団法人日本建築総合試験所
建築確認検査課旅費規程

(適用)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所が実施する確認検査業務、適合証明業務及び住宅性能評価業務の出張に係る交通費等を申請者に請求する場合について適用する。

(交通機関)

第2条 利用する交通機関は、公共交通機関を原則とし、当法人大阪事務所及び出張先までの経路のうち最も合理的な旅程を選定する。

(交通費等の種類)

第3条 出張に係る交通費等の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃並びに遠隔地に出張する場合の宿泊料等とする。

(交通費等の額等)

第4条 交通費等の額は、「一般財団法人日本建築総合試験所旅費規則」(以下「規則」という。)第5条から第10条までを準用して算出するものとし、規則別表第1を適用するに当たっては、「その他」の欄に掲げる額とする。

なお、次に示す業務形態にあつては、それぞれに定める方法で行う。

- (1) 確認検査業務と適合証明業務を同一出張内に行う場合は、原則として、確認検査の申請者に交通費等を請求する。
- (2) 確認検査業務及び住宅性能評価業務を同一出張内に行う場合は、両業務量を勘案しそれぞれの申請者に次の割合で按分した額の交通費等を請求する。ただし、両業務に係る申請者が同一の場合は、申請者が指定する1つの請求先に一括して請求することができる。
 - ・ 中間検査にあつては、1(確認検査業務)：1(住宅性能評価業務)の割合
 - ・ 竣工検査にあつては、1(確認検査業務)：3(住宅性能評価業務)の割合

(交通費等の請求)

第5条 前条によって算出された交通費等を申請者に請求する場合は、1,000円未満を切捨てて当該業務の実施前又は実施後に請求する。

附 則

この規程は、平成15年10月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 1月 1日変更し、同日から施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日変更し、同日から施行する。